

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

沖繩政情の混乱

極 秘

沖繩の政情收拾に関する要望について

大田琉球政府主席辭任をめぐる最近の沖繩政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、一九六二年三月一九日に發表された故ケネディ大統領聲明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守つてきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、右の大統領聲明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しめるべく善処せられて、沖繩住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

極 秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION
IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

極 秘

沖縄の政情收拾に関する要望
について

大田琉球主席辞任をめぐり最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディ大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守ってきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと愚料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

極 秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION
IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

半
大
伊
作

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION
IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

39.6.1

自治権後退問題に対する米民政府の態度

(十日一日付沖繩タイムス朝刊より)

一 米民政がこんどの政治的事件としてくに注目しているのは自民党刷新派の動きだといわれる。

二 米水はこれまでのところや現段階からして一種のキヤンセルポートを握っている同派の動きは、これは立法院での自民党の多数派行動にこじが入り、今後の行政執行に支障を来すとの見方からのものである。

6月4日

内閣

〇〇〇〇〇〇

三 島匠の布令政治は現行政府の能力に対し

米民政府が決める事足りていないことを示しているが、布令を公布したことか立法院の反駁を買って、まず火線に立っている。米民政府は、責任ある解任を琉球政府に首成しなればならぬ。この立場に立たなければならない。

四 従ってあと二、三件の布令公布が予想されてくるが、現在のよ様な微妙な情勢下では果

内閣

6月5日

自治権後退と目されている事件

一、農業協同組合連合会、農林漁業中央金庫等の米軍の直接手入

一、昭和三十八年七月二日から米陸軍会計監査部は琉球政府金融検査部と共に琉球農業協同組合連合会及び琉球農林漁業中央金庫ほか六單位協同組合に直接監査を行なった。

二、琉球警察本部は金融検査部の指示に基づき、

内閣

中央政府として米軍の監視はもとより、米軍司令部の監視を中心とする中絶政界の動向を監視することの思方が多い。

内閣

同年十一月十一日及び十二日、農産連に対して捜査を行
なした。内容は農産連の協同組合法違反及び役員
の背任である。

3. この結果、農産連は事件当時の役員は評任し、新
役員を選出した。

4. 琉球警察本部は本年四月、元農産連会長、元専務
二名、元副会長、元理事の六名を私文書偽造、背
任横領、協同組合法違反等の疑いで中央巡検に
送致した。

内閣

二、医療施設への直接手入

1. 本年五月一日、高等弁務官は住民が受ける（医療）
療サービスを受けているかと医療施設の調査を指示
した。

2. この調査は米陸軍病院のスペンチ陸軍中佐の指示
のもとに、琉政倉庫局、同内務局金融検査部、税務署、
会計検査院及び米民政府公衆衛生部、同計画局により
構成される米琉合同調査団が行なった。

内閣

3. 五日四日 沖繩赤十字病院及び福祉病院の調査を行
なされたが調査内容は各理内容のみならず、赤十字社
の事業内容、募金の結果等についても行なっている。

内閣

三、通信事業布令の改正

本年一月七日、従来琉政限りで行なわれていた無線
局及び無線通信士の免許の発給、更新を琉政に先立
ち承認のため其等弁務官に提出するよう、通信
事業布令の改正を行なった。

この結果、この布令改正次第に発給されたものも含
め、免許の取消はついても其等弁務官が行なえる
ようになつた。

内閣

四、麻薬類及び特定薬品の取締り布令の公布

- 一、本年四月三日の危険な医薬品の麻薬類と同様
に規制するために必要であるとして標記布令を公布した。
- 二、この布令の内容は麻薬、鎮静剤、睡眠薬の輸
入及び販賣について医師の処方を必要とすること
とし、また^{この}事業の許可権も本民政が有するものと
している。
- 三、この布令公布までの各書は次の通りである。

内閣

(1) 最近、米軍人の由で睡眠薬の乱用が行なわれて
いたのを、米側から琉球に対し睡眠薬等の販賣規
制についての注意書を示した。

(2) 琉球は同案を検討した結果、副作用等余り弊害の
のない風邪薬等も医師の処方せんを要することにな
っていたり、無医地区、無薬局地区が多い現状からみ
て技術的にも住民の理解からみても非現実的である
として反対し、改訂方を申し入れた。

(3) 然し、琉球が、統制薬品取り締り法の立法準備

内閣

中にもかゝらず、標記布令を公布した。

(4) 本布令において規制される医薬品は約一、二〇〇種にも及び、またその中に内地より輸入している医薬品が五〇〇種余あったので、現地住民はもとより、現地業界、内地業界などにも深刻な問題を投げかけた。

内
閣

五 さんま布令(物品税改正布令)の公布

物品税法の課税品目を列挙した別表を定める「布令は一九五八年(昭和三十三年)にされたがこの中に「さんま等は入っていないから、

又、然しその後(同年十二月)にされた「内政府書簡で「さんま」等は二〇%の課税品目であると指示してきた。

三、琉球はこの書簡に基き二〇%の課税を行なっていたが、立法院はこの問題を取りあげ、検討の結果、物品税別表に

内
閣

ない品目は非課税であると結論された。
 4. 琉球はもとよりまた非課税品目としてたんま米を取り扱った。
 5. 然し一九六三年(昭和三十八年)一月に米政府の総務部長から本件について課税対象となるための書簡が来たので、同年九月よりまた二〇%の課税を行なった。
 6. 那覇市在住の玉城ウシはこれに対し、たんま米等に二〇%の課税をするのは不平等であるとして訴え、同年十二月の琉球裁判所の判決及び本年五月十一日の上訴裁の判決共に勝訴となった。

内 閣

7. この上訴裁の判決により、米政府の敗訴は確定したが、米政府は突然、翌五月十二日たんま米に対して課税する布令を公布し、同時に憲法におけるたんま米の課税も有効な旨を同布令で規定した。
 8. この布令ではまた、この布令の施行期日以降に租税の追効又は払い戻しの最終判決を受けた納税者の権利又は免除に対し影響を及ぼすものと解してはならぬ、と規定し、同時に同種の訴訟を禁止している。
 9. 琉球では内閣の検討の結果、玉城ウシの訴訟については

内 閣

上訴裁の判決に服し米民政府裁判所に上訴すること
に決定した。その結果、過誤納金を還付することになるが
なま課税は間接税であるので、直接税の変更によるのは
消費増である。

10. 行政府が一九五八年から一九六二年までに賦課徴収した
なま納税の物納税は総額で約三十一億ドルにのぼって
いる。

内閣

六 官古水道管理局の設立布令の公布
八月十四日、立法院での翌年予算案の審議中にこの予算
案内容の結果的に変更せしめる標記布令を突然公布し
た。
この布令の内容は次の通りである。
(1) 特別会計を設置する。
(2) 管理局は法人として規則制定権を有する。規則施行が
に弁務官の承認を要する。
3. 本布令公布の七月景は次の通りである。

内閣

(1) 米民政府は現年度(一九六四会計年度)一般会計予算の編成過程において、千倉計策の一環として河原町の地に「六〇モデル」創出を指示し、公社構想を示した。

(2) 民政府は更に本年四月中旬立派な「千倉」の建設は「代官」提示した。

(3) 五月四日、千倉官は河原町に行き、同僚千倉村長を兼ねる公社構想についての見解を求めたが、市町村長は内容不明の「代官」提示した。

(4) 民政府は地元が賛成したとして同布令を公布した。

内閣

7/11
南方利権
北米(郵政)局長、スミ

アメリカ局長
● 事 官

(昭和39.6.26)
北米線

参議院外務委員会における
大臣の国際情勢説明。

6月25日の参議院外務委員会における大臣の
国際情勢説明のうち、当課関係の部分の要約を
以下参照す。

記

1. 日米航空交渉

(説明を終り、大臣が着席されたのは、同日午後(?)
5)「日米航空交渉にも2も説明して下さい」との要請が
あったこと)

(大臣)米國が、他國に對しは大陸を横断して、
さらに beyond New York ^(飛行経路) まで、日航の
採算上、New York まででは運輸し得ないこと
等にかんがみ、あくまで、New York and beyond
をがんげるとしてゐる。しかし、日本から与え

得る代償の少ないことにかんがみ、急成行きにか
づけ、必ずしも樂觀してはいない。

2. 沖繩問題 (質疑応答)

(佐多議員) 最近の沖繩政情不安は、住民の祖国
復帰と自治権拡大に對する熱望に基くものである。
日本政府も、施政権を置かず、強かに米側
に申し入れるべきではないか。

(大臣) 最近の沖繩の状況が必ずしも明らかで
ない中で、現在鋭意その文情の解明に努力して
いる。かかる問題では、高度の政治折衝で
取り扱うべきものであるが、急成には、とくに
慎重に文情を究明する必要があるわけである。
しかし、取りあはず日本政府の関心を表明する
ため、野田長官をして、島日米大使館に申し入
れを行つてもらったわけである。

(佐多) 一いつ頃までに文情の究明を終り得るか。
また、本件は協賛委員会でも、正式に外交ルート
を通じて取り扱うべきと考えてよいか。

(大臣) 外交ルートでやるべきものと考えている。
(時期には言及せず)。

一、自治権後退との論議を呼んだ最近公布の布令

1. 通信事業布令 二月六日

2. 特殊医薬品規正に関する布令 四月三日

3. 宮古水道管理局設置布令 五月一日

4. 「せんま」ル物当税を課する布令 五月十一日

この外沖縄住民にシヨックを興えた米、琉合同検査

(1) 金融機関の検査

(2) 農業協同組合、農林中金の検査

(3) 病院、診療所の検査

外務省

衆参

問

二、本年春頃から、琉球立法院野党は、最近の相次ぐ布令の公布は

自治権の後退を示すもので、これは主席の責任として、主席の退陣

を要求が強くなった。

三、宮古水道管理局設置布令に関連し、同局予算 六千一百万ドル

を一般予算に計上するよう高弁事務官から指示があつたことは、

立法院の予算審議権を制限するものとして問題となり、六月初旬

末立法院の予算審議が中止されるに至つた。

四、右の如き事態に立至つたことに関連し、与党 自民党内にも

外務省

衆参

問

幣 主席退陣を要求する声が大となつた。

五、六月四日、高等弁務官は「行政主席はリユールの対象にはならない」旨表明した。

六、六月十日、琉球立法院におき「自治権拡大に関する要請決議」が採択された。

要旨 「立法、予算、人事等琉球政府の自主的運営が阻害され弁務官の直接統治が打出されるが、これは民主主義の原則に反する」

参衆

問

参七、六月十三日、自民党総務会開催。

席上主席は進退は党の決定に一任する旨表明したが、退任の時期を明示しなかつたことから、主席支持派と批判派が激突し、批判派十三名（内土名は、議長を含む立法院議員、その他那覇市長等）は退場、党脱退を声明した。

八、六月十六日、大田主席は、高等弁務官に辞表を提出し、九、（辞表は目下民政社海外局長が保管する模様）

九、六月十六日、琉球政府各局長は辞表を提出（内務局長保管）

参衆

問

第一、六月十八日、かねて辞意を表明して、瀬長 副主席
の辭取が承認せられ、小波藏 正亮、計畫局長が
副主席に任命された。

二、備考

脱退は「主席分遣」を打出し、模倣であるが、荒し
左派と合流し、立法院におきかゝる決議が行われることとあれば、
主席任命権と高等兼務官に與へる大統領行政命令と
北朝鮮することとなるが、事務の收拾は益々困難となる惜がある。

極秘

要字部

発電係 第20号 総第 20536 号

昭和 年 月 日 時 分 発

電信案 (分38-6-20 18-20)

略平	第1081号 (LTF)
大臣 7	主管 アリカ向長
事務次官 X	主任 寺車長
官房長 JUN 23 1964	主任 曲本課長
起案 昭和39年6月20日	起案者 杉村 電話番号 443
臨時代理 大平 大臣 宛 総領事	
在 米 武 次	
電報 在 大平 大臣 宛 総領事	
件名 沖縄の政情に関するわが国の関心表明の件 (通報)	
1. 沖縄における最近の 混地 政情 不安 (混地) (要略概要別電第1085号のとおり)	
に於ては国会等でも問題となっており	
政府としても国内 政情 上 なるがの午を	
GB-1	回覧番号 3326

20 70

字 済

米側に対し 日本政府の沖縄政情の混乱に對する深い関心を表明し 善処方を要望する

打たざるを得ない事態になったと判断されたので 19日 野田総務長官は 池田総理及び本大臣とも協議の上 取り扱えり ~~かみり事態に對するわが~~ 関心を米政府に表明する ~~こととし~~ 右に基き同長官は 19日午後 臨時代理大使を佐訪 ~~かみり事態に~~ 對するわが関心を表明することとし ~~た~~ 同会議 ~~に~~ 野田長官は 別電第 1082号 (要訳文別電第1083号) の 要望書を午交した (同会議要旨別 電第1084号のとおり) ~~は~~ 要望書自体 ~~は~~ 特達局にかゝり 取急が一応のメモとして作成した ~~た~~ ~~あり~~ 井野君 (本大臣にも事前の打合せ なるまま先方に午交したものであり 云々は

GB-3 外務省

3. 前記会談後 米大使館より 野田長官の会談申入れは 総理・本大臣と打合せの上から 要望書は外務省も承知 のものなりやとの照会があつたので、前記1及び2により 回答しおいた。

野田長官が直接の沖縄担当責任者として 深い関心の表明とともに要望を早速に申 述したものである。

4. ~~沖縄の施政権返還及び自治~~
 自治権拡大及び施政権返 還について今後 ~~外交ルートを通い米~~ ^{長期的な問題として} ~~協議すべきものと考えら~~ ^{然るべき機会に} 例と交渉を繰り出す方針は変りはないが 今日の事態については当然としてその真相が ~~沖縄の~~ ^主 決りしと明らかでない次第もあり特に ~~野田長官の申入れ以外に~~ ^{野田長官の申入れ以外に} 今の時点において ~~本件を取り上げ~~ ^{本件を取り上げ} 外交ルートを通い ~~申入れを行な~~ ^{の功罪は慎重に検討を要するものと考え} ることは目下 ~~考慮して~~ ^{考慮して} いないので

~~余の在り~~
 213 ~~野田長官の申入れ~~
 野田長官の申入れ

秘

発電 総第 20553 号
 昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電信案 (分類 33 6-20 19-36)
 略 平 第 1082 号 (D.F.)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長 JUN 23 1964 経務局長	主管 アメリカ局長 <u>岩</u> 参事官 <u>白</u> 主任 北米課長 <u>岩</u>	起案 昭和 年 月 日 起案者 松村 電話番号 ()
--	--	--------------------------------

在 米 武 内 臨時代理 大平 大臣 宛 総領事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件 名 関する要望書(日本文)
 沖縄の自治権拡大に關する申入れ

経電 号 別電

GB-1 外務省 回覧番号 3327

20 72

済

(和文)

極秘

沖繩の政情收拾に関する要案

大田琉球主席解任をめぐる最近の沖繩政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディ大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守ってきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖繩住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

秘

要写部

発電係 20535 号
昭和 年 月 日 時 分 送

電信課長 電信案 (分類 39- 6-20 17-65)

暗略平	第 1083 号 (LXF)	起案 昭和 年 6 月 20 日
大 臣	主管 阿部局長	起案者 北米課長
政務次官	参事官	電話番号 442
事務次官	主任 北米課長	
外務審議官		
官房長官 JUN 23 1962		

在 米 武 内 臨時代理 大 公 使 宛 大 平 大臣 総領事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件名 南 洋 要 望 書 (英 文) 沖 繩 の 自 治 権 伸 張 大 同 会 申 入 書 (和 文)

経 電 号 別 電

写 済

GB-1 外務省 回覧番号 3328

20 73

(英文)

極秘

REQUEST FOR POLITICAL STABILIZATION
IN OKINAWA

The Japanese Government is solicitous about current disorder of political situation in Okinawa in connection of the resignation of Mr. Seisaku Ohta, Chief Executive of the Ryukyu Government.

In accordance with the spirit of the late President Kennedy's statement issued on March 19, 1962, the Japanese Government has watched the American administration in the Ryukyus with a great confidence and expectation. However, the successive proclamation of High Commissioner's Ordinance in the recent days is considered to disagree with the spirit of the late President Kennedy's statement mentioned above and "direct control" by him over the Ryukyus seems to be tightening. If the present circumstances will continue, it will cause a serious condition.

The Japanese Government sincerely wishes that American Government will take recognition of the situation properly and calmly and will take necessary action to promote the development of the welfare and well-being of the Ryukyuan inhabitants.

秘

要写部 発電係 第 20558 号
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電信案 (分類 6-20 20-03)

暗 平 第 1084 号 (LTF)

大 臣 主管 アリカ局長 出
政務次官
事務次官 7 事務官
外務審議官
官 房 長 主任 北条 兼 良
JUN 23 1964 起案者 上村 電話番号 725

臨時代理
在米武内 公使宛 大平 大臣 務
総領事

電 報 在 大公使宛 総領事

件名 沖縄の政情 (政情に関する関心表明の件)

経電 号に開く (別紙)

同行の三社特電向取の内話等と一対に開く

19日野田総務長官とエマーソン代理大使との
会談要旨は以下の通り

野田長官は 別紙 要旨

GB-1 外務省 回覧番号 3324

20 74

済

書) ~~エマーソン~~ ~~を~~ ~~使~~ ~~し~~, ~~ニ~~ ~~ル~~ ~~は~~ ~~米~~ ~~国~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~す~~
書) ~~日本~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~の~~ ~~要~~ ~~望~~ ~~で~~ ~~あ~~ ~~り~~, ~~決~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~米~~ ~~国~~ ~~の~~ ~~沖~~ ~~縄~~
施政 ~~に~~ ~~対~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~案~~ ~~を~~ ~~採~~ ~~り~~ ~~な~~ ~~く~~, ~~高~~ ~~等~~ ~~弁~~ ~~答~~ ~~官~~
に ~~対~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~非~~ ~~難~~ ~~で~~ ~~も~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~旨~~ ~~を~~ ~~述~~ ~~べ~~ ~~た~~ ~~上~~ ~~で~~
沖縄政界の現在の紛争の真相は不明
であるが、実際問題としては、立法院の
真審議はストップしており、政府は主席を
はじめ局長以上 ~~か~~ 辞意を表明して
いる現状で、立法府も行政府も機
能が麻痺している実情である。
また沖縄の自民党が分裂し、政府と
与党との連絡が ~~絶~~ 断絶している現
状は、日本政府として、まことに不幸な
ことと憂慮している次第である。
決して米~~国~~政府に ~~対~~ ~~し~~ ~~抗~~ ~~議~~ ~~す~~ ~~る~~ ~~要~~ ~~望~~

沖縄における自治権の後退の真につ
ては、瀬長副主席 ~~か~~ 公けの席で
述べており、新聞もこの様に報道し、
一般も左様に ~~感~~ じていると思われ
る。

決して米~~国~~政府に ~~対~~ ~~し~~ ~~抗~~ ~~議~~ ~~す~~ ~~る~~
訳ではないが、われわれの ~~要~~ 望を
理解をもつてお聞き頂き、善処に
頂きたいと ~~の~~ 希望を表明する次第であ
る、旨を述べた。

2/ ~~ニ~~ ~~ル~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~, ~~エ~~ ~~マ~~ ~~ー~~ ~~ソ~~ ~~ン~~ ~~は~~ ~~善~~ ~~処~~ ~~と~~ ~~は~~ ~~ど~~ ~~ん~~
な ~~こ~~ ~~と~~ ~~か~~ ~~と~~ ~~負~~ ~~担~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~上~~, ~~野~~ ~~田~~ ~~長~~ ~~官~~
~~は~~ ~~ケ~~ ~~ネ~~ ~~ヂ~~ ~~ー~~ ~~声~~ ~~明~~ ~~の~~ ~~趣~~ ~~旨~~ ~~に~~ ~~副~~ ~~う~~ ~~お~~
配慮してほしいとの意味である、と
答えた。

3. ついで エマーソンは、長官が来訪して
平直な意見の交換が行われたこと、
及び日本が沖縄政界の混乱に直接
干与し~~な~~ないことに謝意を述べ、
高岸兼務官は沖縄のために極力努力
しているもので、~~民生向上と経済発展に~~
沖縄のためとゆう点では
日米双方 ~~は~~ 一致している。日米
両国とも沖縄の早急~~な~~安定を希望
している次第であると述べ、長官は、
日本は沖縄問題のみでなく凡ゆる
面で米国に対し全中の信頼を案
じている。それだけに、かゝる不幸な事
態に悩まされて遺憾を感じると思ふと述べ、
たゞ、エマーソンも、その御身持
ちはわかる、と述べ、~~両者とも~~

~~緯度と日米両国の目的は一致して~~
~~いることは、両国は同感である旨確認~~
~~した。~~
また長官より此の際早急に技術委員
会を開催することが適当であると思われ
る旨述べたところ、先方も同感である
旨答えた由。

秘

要字 部

発電係 総第 20550 号
昭和 年 月 39 日 6 - 20 分 2

電信課長 電信案 (分類)

第 1085 号 (LTF)

大 臣
政務次官
事務次官
外務審議官
官 房 長
主管 アメリカ局長 出
参事官
主任 北米課長 出
起案 昭和 39 年 6 月 20 日
起案者 (印) 電話番号 125

在 米 武 内 臨時代理 大 平 大臣 宛
因 公 館 宛 総 領 事

電 報 在 大 公 使 宛 総 領 事

件名 最近の沖繩政情の概要
(通報) 対電

経 由 米 号 11 閣 下

最近における沖繩の政情概要の通り。

1. 沖繩の立法院に於いては、最近現
在、優先する高等弁務官布令(通信事業)

G-B-1 外務省 回覧番号 3325

の審議が滞りつつあること、高等弁務官が法律に

20 7日

字 濟

官古水道管理局設置、醫藥品統制等) 王
左の沖繩側には、この様に
相次いで公布され、^{キヤウケイ}高等弁務官にお
^{おろす}直接統治の施政がきかしく、^{行政}沖繩の
自治が後退していることは、大田主席の責任で
あること、同主席を批判し、^中右後援関係者^のおろす^と指定^{した}は^{立法院の}
高等弁務官が官古水道管理局設置等
^{制訂したものと}閣議の^{取組}を
^{立法院及び主席の印務を}閣下
と、郵電を強く刺戟し、立法院は目下
会期中にも拘らず、ここの期間、法律審議は
中止され、米中後、閣議も放置されている。
2. この立法院の動きに対し、6月4日キヤウケイ
高等弁務官は「行政主席はコールの対象と
ならない」と発表したが、与党の自由民主党は、
6月13日 党総務会を開き、主席辞任問題
について協議し、同主席は席上、自己の

G-B-8 外務省

進退は党の決定に従って表明したか
 辞任の時期を明示せず、退任の時期について
 大田支持派と批判派との意見が対立し、
 批判派 13名 (立法院議長を含む議員
 11名及び那覇市長等の最有力者を含む)
 は退任し、脱党した。
 大田支持派議員は7名となり、野党の社会大衆党の8名と
 3. 大田主席は、自由民主党の分裂の責任を
 とることに、6月16日、高等弁務官に辞表を
 提出し、~~同日~~ (琉球政府各局長も
 同日)
 辞表を大田内務局長に提出した。
 なお、6月18日、かねて辞意を表明していた議長
 副主席の辞任も承認、その後任に
 小波藏 計委局長を任命したが、これは
 ヲハクラ
 今回の事件と直接関係ないものとされている。
 4. 前記1のいわゆる「布令の乱発」は

手続的には立法院の審議を至らずに
 行われたもので、自治権の回復として
 非難されているが、布令の発出に至る
 までには夫々相当の事情があった
 ものの如く、またその内容も公正で
 (別に)
 あり、~~また~~ 更に政争の具に之を利用したきらいはあり
 あり、~~また~~ 撤換に自治権の回復と
 別個の ~~理由~~ 真相の究明を至らざるに於ては判断する
 べきではない。摸探である
 は避けなければならぬと考へらる。

要字 部 発電係 総第 号 昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電信案 (分類)

略平	第 号 (122)
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 主任 北米課長
	起案 昭和 39 年 6 月 20 日 起案者 松村 電話番号 4423
	在 武 野 臨時代理 大 公 使 宛 大 平 大臣 宛 総領事
電 報 在	大 公 使 宛 総領事
件 名	沖繩の自治権拡大に関し申し入れ方訓令
	19日野田総務長官は、総理および本大臣 と協議の上、エマソン代理大使に対し、 外務省 号の要請書を呈交し、 電 本 号のとおり合談を行なつ
GB-1	外務省 回覧番号

たゞ、貴使よりも、ラスク長官又は國務省の
成り可くハル・シゲル氏の責任者 ~~に~~ 対し ^{要請(2)}
案が ~~これにて上記の要請書呈送された上、~~
~~そのことを受け入れられた。~~
1. 日本政府としては、米国の沖繩における
施政に干渉する意図はないが、^{今回の/及び} 米の施政
が、結果においし琉球政府の行政、立
法院とも機能を停止する ^{(1) 至つた(2) 結果} こと
を招いたことに関しは、重大な関心を抱
かざるを得ない。かかる事態を招いた背景
には、種々複雑な事情があるようであるが、1962
年3月9日のケネディ声明により住民が自治権
拡大 ^{問題} に対し ~~大~~ 期待 ^を 抱かされたが
その後の発展が ~~必ずしもその期待に~~
答へなかつたことに対する住民の不満が、

今回の混乱の根柢にあるように思われる。

又、米民政府側から見れば、相次ぐ命令の
公布は、琉球政府の非能率^(等自治権確保)のためである
等理由があることも知らぬが、自治とは、
本来「測量」の権利も含まれるのであ
り、沖縄の軍事基地としての機能と
安全に關係する分野においては、成可
く在る範圍の自治を与えられることが望ま
しいと考へる。

2 現存の事態を放置するときは、問題
は、単に沖縄内部にとどまらず、日米関
係にも悪影響を及ぼすことが惧れられ
るので、^(事態改善のため)今より早く米民政府が善処され
ることを切望する。具体的方法に
ついては、米民政府の判断に待つべきを得る。

が例として、米民政府のハルシムル
ケルチー声明を何らかの方法で再確認
されることも事態收拾のきっかけとなること
は十分に考へる。

3 * 以上、日本としては、沖縄の施政に容喩
する意向はないが、世界中のあらゆる地帯
における事態について率直な意見の交換を
行おうとする。日米の密接な關係に於ては、
わが国にとり、世界で最も^(最も)關心のある
沖縄の事態^(日米の密接な)に於ては、日米両国の利益の
ため、率直な意見を交換するべき
を了解された。

5. 池田^(池田)総理は、ケルチー^(ケルチー)声明は、
総理と米大統領との間の話し合いの結果
であること考へる。今回の事態に對し

^{格上線} 主は普通以上の関心を有しておられ、
^{北米} 野田長官と交渉の要望書にも自ら筆を
 加えられた次第である。総務の関心を
 シンソウ大船令領にも郵行等、いただけ
 れば幸いである。

GB-3

外務省

極秘

文書課

公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米 北 第 683 号	公 信 日 付	昭和39年6月23日
大 臣	主 管	参 事 官	起 案 昭和39年6月22日
政 務 次 官	参 事 官	主任	北米課長
事 務 次 官	主任	起 案 者	上林 電話番号 725
外 務 審 議 官			
官 房 長			
受 信 者	在米 武内大使	発 信 者	大平大臣
写 送 付 先		(希望発送日)	月 日
件 名	沖縄の政情に関する関心表明の件 (野田長官、エマーソン代理大使会談要旨送信)		
本件に関するものは20日付電報をもつて通報 あり、 本件に関する 申進の 野田総務長官 とエマーソン臨時代理大使の会談			
GA-2	外務省	回覧番号	3345
	23 243		

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	2	3
付	1	1	2
属	1	1	2
発 送 日 昭和39年6月24日 発 信 者 タイプ ママ 校 査			

要旨御参考迄に別添の通り送付する。

- ① 別添 ① 会談要旨 (2) 添付
- ② ~~マニラ回信送付の軍部関係文~~
~~(米軍大使館へ)~~
- ③ マニラ回信送付の軍部関係文
- (3) 沖縄の政情収容の通知
要旨の通り

寄作
成
果
の
一
部

付属物添付

極 秘
未 平

17 沖縄問題に関し、野田総務長官、
エマーソン代理大使会談要旨

昭和39.6.20
アメリカ防務省

20 野田総務長官は6月19日 沖縄問題に関連し、

21 エマーソン代理大使を往訪したが、其の際の会談

アメリカ防務省に付送

要旨 (同長官に同行した三枝特達局長の内話)
(1:13)

次の通り。↓

1. (1) 野田長官は、別紙要望書に大使に示し、

(註、後記第1082号)

これは米國政府に対する日本政社の

要望であり、決して米国の沖縄施政に対する
~~批判又は抗議~~
~~容喙~~でもなく、また高等弁務官に対する非難
でもないことを述べながら、沖縄における現
在の紛争の真相は目下のところ不明であるが、
実際問題としては立法院の審議はストップ
しており、^行政府は主席をはじめ局長以上^か
辞意を表明している現状で、立法社
行政社も機能か麻痺している実情で
ある。
四) また沖縄の自民党が分裂し、政社と共
党との連絡が断絶している現状は、

日本政府として、まことに不幸なことに憂慮し
ている次第である。これは決して米日政府に
対し、抗議する訳ではなく、わがわがの^西希望
を、理解をもつて^頼聴取^をし、善処して頂き
たいとの希望の表明である。本問題の
収束^拾ぶりは沖縄住民も重大な関心を
もつて見守っているところと思われる。
自派の後退~~の~~の真のついでには瀬長
副主席が公けの席で述べており、沖縄
の新聞もこの様に報道しており、一般
も左様に^{感じ}思^をっている、と思われる。

決して抗議するとか、干渉するとかいう積りは
ないが、かかる事態が続くことは好ましく
ないので是非善処方を御祈りたい
と述べた。

2. これに対し、エマーソンは「善処とはどんな
ことか」と質問したので、野田長官は
「ケネディ^{両院議長}声明の趣旨に副うよう」(しほしい
この意味であらう)と答えた。

3. ついで、エマーソンは、長官の来訪により、友好^親
意見の交換^にを行つたこと、また日本がこの
混乱に直接干渉してはいないことを感謝^(に謝意を表し、)し、

「真相が不明だ」と率直に認められたこと
に感謝すると述べ、高岸赤彦^{長官}は
力をもつていますが、どうかで沖縄のために
~~一生懸命~~^{沖縄の民生向上にこの目的に}努力して、この日米
双方の~~目的は正しく~~^{一致}一致している。
日米とも沖縄が早急に安定した
状況に床をこを希望している次第
であると述べた。長官は^{日本は}沖縄のみ
ならず凡ゆる真面で米国に対し
~~全~~^幅中の信頼を築き、これだけ、
かかる不幸な事態になつたことを

遺憾に思うと述べたところ、エマーソンも

其のお気持はよくわかると答えた。その

間両者にも繰り返して、日米両国の月

的は一致していること（不確認した。
この点は同意である）
（この点も両国に同じに理解がある）
（最終は昨年12月沖繩側の譲渡に同意が、本議の目的は異なる）

日本本土、沖繩（同）のマイクローネ、の通信
のたのみの沖繩側は認め

4. マイクロネシアの料金の収入問題は日琉
両国が公社間で協議決定することになり、昨秋末両公社間で協議を完了
（最終は昨年12月沖繩側の譲渡に同意が、本議の目的は異なる）

野田長官は、別案をわが方、解決案を呈し、
解決の輪を
とす

若し詳細な説明の必要がある場合は、おつて保護を

し、
概充分御説明するが、本件も国内問題
日本が大方

となつていゝが、米口側で好意的に御検
折柄

討願は、若し米現地未側当局において

別案一策又は本三策の類似案は同意
（わが方提案）

を得れば、日本国内の取極めは自分が責

任をもつて致すべしと述べた。

何れも、戦後、日本に有利な
可成り、日本側の教育に有利な
教育に有利な教育に有利な
教育に有利な教育に有利な
教育に有利な教育に有利な
教育に有利な教育に有利な
教育に有利な教育に有利な

策として、分収率 日本側 55 沖繩 45 の案
も、調整中であり、まじり、決り、連絡、打、つ、ま、も、
~~案~~ ^{二九案} ~~案~~ も、ま、じ、り、沖、繩、側、の、当、初、の、案、と、同、じ
であるので、日本側を、ま、じ、り、経、め、ら、れ、ば、
民政府も、ま、じ、り、承、け、ら、れ、る、こ、と、を、希、望

日本本土、沖繩、両方、の、マ、イ、ン、ク、ロ、ウ、エ、ー、の、通、信、
の、た、め、の、沖、繩、側、の、修、正、は、

ありと述べた。

5. 又技術委員会を至急に開催したい

との希望を繰り返し述べた上、

技術委員会を聞くに自体今回

の事態収束^給に役立つであろうと

述べたところ、エマーソンも全く同感

であると答えた。

(4127)

極秘

22

by

ok

ニ

17 沖縄の政情收拾に関する要望

について

20 大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディー大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて、米民政府の施政を見守ってきたところであるが、最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の様相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、きわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を卒直冷静に認識され、しかるべく善処せられて、沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

極秘

マイクロ回線設備の早期開通について	即ち:
琉球列島に対する電気通信設備の譲与に関する覚書八項の規定に基づき、日本電々公社と琉球電々公社との間においてあるなわわである。	(1) マイクロ回線設備は既に昨年12月日本政府が日本電々公社から琉球電々公社に譲与されており、上記覚書において、琉球電々公社は譲与を受けた後、速かに業務を開始する(のと規定されている。(74年項)が、
マイクロ回線を通じて得られる通信業務の料金及びその分収についての協議は、数回にわたる交渉にもかかわらず、分収問題について意見の一致をみず、去る4月中断の心算に至り、以後交渉が行なわれないうままに今日に至っている。	料金分収問題が未解決のため、65年度も遊休状態にある。
日本政府総理府は、本問題を早急に解決して業務を開始させる必要があると考えている。	(2) 多額の同費等を投じて建設された設備であるので、これを遊休のままにしておくは、日本関係の現状からみても、適当でなく、早急に業務を開始させて、琉球住民の安寧

と経済の発展に役立たせる必要がある。

の配給を要請されることを

る本問題の解決は本米両電々公社間の協議

期待する。

により解決されるべきものであるが上述の

如く、両電々公社間の協議によれば、解決

が絶対に困難であり、他方これか早急に

解決されることか、日本政府としても必要で

あると考えられるので、日本政府においては、

日本電々公社に対し、この解決を容易にし、

促進するための措置につき、別紙案により

考慮するよう要請しているので、米側には

あつてこの措置につき速刻検討のうえ

民政府を通じ琉球電々公社に対し同様

案の一	の収入(電報料を含む)は3億2千6百
分収率(電報料を除く)は55(日本)対	萬円(90万ドル)となる。
45(琉球)とする。	(三) 鹿児島—名瀬(奄美大島)間のマイクロ
註釈	回線設置により、短波による場合に比し2年後
(一) 本案は、昨年10月から11月にわたる行なわれ	には取扱量においては3倍強、収入金額に
間で行われた交渉の際、琉球電気公社	においては、2.5倍の増加となっている。
と日琉西電気公社より提案されたが、日本	
電気公社が同意しなかつたものである。	
(二) マイクロ回線による日琉西電気公社の	
総収入(電報料を含む)は、日本電気公社の	
計算によれば、1965年度(1964年7月～	
1965年6月)において6億円(169万ドル)で	
あり、本案の分収率による琉球電気公社	

案の二	琉球電気公社側でしこの収入見込か
一 料金分収(電報料を除く)は、業務開始後	不確定であると考えるならば、失効を通知させて
1年間は、暫定的に50対50とする。	実績をみるため、業務開始後1年間は暫定
二 1年度以降の分収は、実績を勘案して	的に50対50とする。
日琉両電気公社間で協議して定める。	一) 分収を50対50とした場合、日本電気
三 両電気公社間の協議が整わないときは、 協議が整うまで発信側においてそれぞれ 収納金を保管する(とする)。	公社の初年度における収支差額は 1億5千6百円(43万ドル)の赤字と なると推定される。
(註釈) 一) 料金分収を55対45とする案の一によ っても、琉球電気公社は初年度において も、90万ドルの収入が見込まれるか。	

外務省

寫

極秘

米北第683号

昭和39年6月23日

在米大使 殿

外務大臣

沖縄の政情に関する野田長官、
エマーソン代理大使会談要旨送付

20日付電報をもつて通報おきの本件に関する野田総務長官とエマーソン臨時代理大使の会談要旨御参考までに別添の通り送付する。

別添 (1) 会談要旨 / 通

(2) マイクロ回線設備の早期開通について

(3) 沖縄の政情収持に関する要望について

付属物送付

極秘

外務省

別添 /

沖縄問題に関し、野田総務長官、
エマーソン代理大使会談要旨

昭39.6.20
アメリカ局北米課

野田総務長官は6月19日沖縄問題に関連し、エマーソン代理大使を往訪したが、その際の会談要旨次の通り。(同長官に同行した三枝特達局長のアメリカ局長に対する内話による)

1. (1) 野田長官は、別紙要望書(注、往電第1082号)を大使に示し、これは米政府に対する日本政府の要望であり、決して米国の沖縄施政に対する批判又は抗議でもなく、また高等弁務官に対する非難でもないことを述べながら、沖縄における現在の紛争の真相は目下のところ不明であるが、実際問題としては立法院の審議はストップしており、行政府は主席をはじめ局長以上が辞意を表明している現状で、立法府も行政府も機能が麻痺している実情である。

(四) また沖縄の自民党が分裂し、政府と与党との連絡が断絶している現状は、日本政府として、まことに不幸なとと憂慮している次第である。これは決して米国政府に対し、抗議する訳ではなく、われわれの要望を、理解をもつてお聴き取り願ひ、善処して頂きたいとの希望の表明である。本問題の収拾ぶりは沖縄住民も重大な関心をもつて見守つているところと思われる。

(五) 自治権の後退の点については瀬長副主席が公けの席で述べており、沖縄の新聞もその様に報道しており、一般も左様に感じている、と思われる。

決して抗議するとか、干渉するとゆう積りはないが、かかる事態が続くことは好ましくないので是非善処方をお願いしたいと述べた。

2 これに対し、エマーソンは「善処とはどんなことかと質問したので、野田長官は「ケネ

ディー声明の趣旨に副りより配慮してほしいとの意味である」と答えた。

3 ついで、エマーソンは、長官の来訪により、友好裡に意見の交換を行なつたこと、また日本がこの混乱に直接干与していないことに謝意を表し、「真相が不明だ」と率直に認められたことにも感謝すると述べ、高等弁務官は力をもっているが、その力で沖縄のために一生懸命努力している。沖縄の民生向上という目的に関しては日米双方とも一致している。日米とも沖縄が早急に安定した状況に戻ることが希望している次第であると述べた。長官は日本は沖縄のみならず凡ゆる面で米国に対し全幅の信頼を寄せている。それだけに、かかる不幸な事態になつたことを遺憾に思つたと述べたところ、エマーソンもそのお気持はよくわかると答えた。その間両者とも繰り返し、日米両国の目的は一致しているとの点は同感である旨確認した。

- 4 日本本土、沖縄間のマイクロウェーブ通信のための沖縄側施設は昨年12月沖縄側に委譲されいつでも通信を開始し得る態勢にあるが、委譲に関する覚書によれば料金の分取は日・琉両電々公社間で協議決定することとなっており、昨秋来両公社間で協議を重ねているが妥結に至らず、現状は両公社間のみの話し合いでは到底解決困難の状況に陥つていて野田長官は解決あつせんのためとして解決私案を手交し、若し詳細な説明のご要求があれば、おつて保官をして充分ご説明させるが、本件も日本国内で大分問題となつている折柄、米国側で好意的にご検討願いたく、若し現地米側当局においてわが方提案に同意を得れば、日本国内の取纏めは自分が責任をもつて致すべしと述べた。
- 5 又技術委員会を至急に開催したいとの希望を繰り返し述べた上、技術委員会を開くこと自体今回の事態収拾に役立つであろうと述べたところ、エマーソンも全く同感であると答えた。

極秘

別紙2

沖縄の政情収拾に関する要望
について

大田琉球主席辞任をめぐる最近の沖縄政情の混乱について日本政府は重大な関心をもつものである。

すなわち、1962年3月19日に発表された故ケネディ大統領声明の精神から、日本政府としては、深甚なる信頼感と期待感をもつて米民政府の施政を見守つてきたところであるが最近における相次ぐ布令の公布は、上記の大統領声明の精神に相反するものと思料せられ、いわゆる「直接統治」の機相を濃くしつつあり、このまま推移するならば事態は悪化の一途をたどり、まわめて憂慮するものが予想される。

賢明なる貴政府におかれても、以上の事態を平直冷静に認識され、しかるべく善処せられて沖縄住民の福祉と安寧の増進をはかることを切に要望してやまない。

極秘

マイクロ回線設備の早期開通について

1. 琉球列島に対する電気通信設備の譲与に関する覚書第八項の規定に基づき日本電々公社と琉球電々公社との間においておこなわれているマイクロ回線を通じて実施される通信業務の料金及びその分取についての協議は数次にわたる交渉にもかかわらず分取問題について意見の一致をみず去る4月中断の止むなきに至り、以後2カ月余も交渉が行なわれなまま今日に至っている。
2. 日本政府総理府は、本問題を早急に解決して業務を開始させる必要があると考えている。即ち
 - (1) マイクロ回線設備は既に昨年12月日本政府及び日本電々公社から琉球電々公社に譲与されており、上記覚書においても、琉球電々公社は譲与を受けた後速かに業務を開始するものと規定されている(第4項)

が料金分取問題が未解決のため、6カ月余も連休状態にある。

- (2) 多額の国費等を投じて建設された設備であるので、これを連休のままにしておくことは、日米関係の現状からみても、適当でなく、早急に業務を開始させて琉球住民の安寧と経済の発展に役立たせる必要がある。
3. 本問題の解決は本来両電々公社間の協議により解決されるべきであるが上述の如く、^両電々公社間の協議によつては解決が絶対に困難であり、他方これが早急に解決されることが日本政府としても必要であると考えられるので、日本政府においては、日本電々公社に対し、この解決を容易にし促進するための措置につき、別紙案により考慮するより要請している。米側においてもこの措置につき速刻検討のうえ、民政府を通じ琉球電々公社に対し同様の配慮をするより要請されることを期待する。

案の一

分収率（電報料を除く）は、55（日本）対45（琉球）とする。

注釈

- (一) 本案は昨年10月から11月にわたって行なわれた日琉両電々公社間で行なわれた交渉の際、琉球電々公社より提案されたが、日本電々公社が同意しなかつたものである。
- (二) マイクロ回線による日琉両電々公社の総収入（電報料を含む）は、日本電々公社の推算によれば、1965年度（1964年7月～1965年6月）において6億円（167万ドル）であり、本案の分収率による琉球電々公社の収入（電報料を含む）は、3億2千6百万円（90万ドル）となる。
- (三) 鹿見島一名瀬（奄美大島）間のマイクロ回線設置により、短波による場合に比し2年後には取扱量においては3倍強、収入金額においては、2.5倍の増加となっている。

案の二

- 一 料金分収（電報料を除く）は、業務開始後1年間、暫定的に50対50とする。
- 二 第三年度以降の分収は、実績を勘案して日琉両電々公社間で協議して定める。
- 三 両電々公社間の協議が整わないときは、協議が整うまで発信側においてそれぞれ収納金を保管するものとする。

注釈

- (一) 料金分収を55対45とする案の一によつても、琉球電々公社は、初年度においても、90万ドルの収入が見込まれるが、琉球電々公社側でもしこの収入見込が不確実であると考えるならば、まず開通させて実績をみるため、業務開始後1年間は暫定的に50対50とする。
- (二) 分収を50対50とした場合、日本電々公社の初年度における収支差額は1億5千6百万円（43万ドル）の赤字となると推定される。

現任の政情に対する沖縄自民党主張

(28. 7.)

沖縄の政局は動揺している。高等弁務官の布令公布についての行政主権の責任を野党が追求したことに端を発し与党たる自由民主党内の論議、そして刷新派グループの脱党、つづいて立法院野党各派と民政クラブ（自民党脱党の刷新派グループ）による主席指名の拒否、立法院による自治拡大についての要請決議（主席公選についての要請決議も含まれている）など近年まれにみる波乱を起している。

米國が沖縄の施政権を有して以来今日まで住民の自治拡大に対する要請はいくたびとなく起つた。そしてそのひとつとして、主席公選が叫ばれてきたが、このたびの政局の動揺は、こうしてうつつ積したものが、弁務官の布令頒布を直接統治としてこれに対する抵抗が主席退陣、即時主席公選要求となつて表面化したのである。そして、この抵抗は実にさまざま要素からなり立っていることを見逃すわけにはいかない。

わが沖縄自由民主党は、ここにおいて、いまいちど現状を分析し、沖縄の将来をどうやらしめぬよう方途を講ずべきであるとの使命感から、こんどの政局動揺の実体について次の如く理解するものである。

まずこのたびの政局の動揺は、沖縄が現在置かれている特殊事情から派生した諸問題が、住民の自治拡大という純粋な願望をいやが上にもよりあらせざるまでに到達していた、という観方とともに、一部にはこれを自らの大義名分とし、この純粋なものに蔽はれて、漁夫の利をしめようとする意図があつたという観方もある。

では、沖縄の置かれている特殊的事態から派生してくる問題とはなにか、ふれてみる。

一 沖縄の特殊事情即ち主権在米に根ざす問題

沖縄の主権は米國が有している。これは冷戦なる事実である。米國は一九四五年四月一日、沖縄に対する軍事占領以来、対日平和条約が効力を発した一九五二年四月末日にいたるまでの期間、國際法上占領國としての権利義務に基き、もっぱら軍事上の安全保持という目的で沖縄に対する管理権を行使してきた。従つて「米國の安全保持上許される範囲で琉球列島における住民の生活水準を戦前の程度まで引き上げ

ること」といふ、はつきりした軍事優先主義であつた。そしてこの方針は、対日平和条約の発効直後たる一九五二年四月三十日付けのスキヤップ指令でも「軍事的必要の許可範囲で住民の経済及び社会的福祉の増進を図ること」と、なお軍事優先の統治方針がとられていたのである。

その後一九五七年六月五日、米國政府は「琉球列島の管理に関する行政命令」を発表した。これは条約に基く米國の沖縄に対する権利義務を確認し、統治の基本方針を明示したものであつた、そしてその第二節で「民主主義の原理を基礎とし、かつ健全な財政機構によつて維持される能率的な責任ある琉球政府の發展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧のため全力を尽くし、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進する」と規定し、ここにはじめて責任ある琉球政府、即ち自治についての示さと、民生向上経済發展のための米國側の考え方がうら出されたのである。それからついで、池田、ケネディ共同声明、大統領行政命令の改正など次第に住民福祉に対する米國の態度が明確にされてきた。

ことに池田、ケネディ共同声明で日米兩國が協力して沖縄の經濟發展をはかると明言したことや、大統領行政命令改正の際の大統領声明（一九六二年二月二十日）において、大統領は沖縄が日本の一部であることを認め、復帰可能の日を待望し、それまでは、日米兩國が協力して沖縄の經濟發展をはかるといふことや、自治拡大その他について六項目にわたる特別措置など、住民に明るい希望を与えたのである。

しかしながらこうした沖縄住民の福祉増進についての米國の考え方をもち、すべてとなすには、あまりに現実はずいぶん。現在米國の統治方針はなお軍事が優先している。このことと沖縄側の受取り方即ち住民福祉の増進が優先するといふこととの兼ね合いから摩擦が生ずるのである。ことに第一の問題がある。要約していえば、米國が沖縄の施政権を有している以上、そこには沖縄の人々が満足するような完全な自治は極めて困難であることを知らなければならぬといふことである。では、これをどう打開していくか。まずこの現実を見きわめた上で政治の基本的な姿勢を決めなけ

ねばならぬ。

わが自民党では、対米抵抗ではなく、米国の極東における立場もみとめ米琉双方が理解と信頼を基調とし更に、いわゆる日米協調路線によつて、沖縄が日本に帰れ客観情勢が到来するまで、常に前むきの姿勢で、つみ重ね方式によつて一歩一歩実質的に本土との一体化をはかるべきであるということをも基本的な政治方針として進んで来たのである。そして復帰の際に起こると予想されるいろいろな問題にそなえて、日米協力による経済発展、住民福祉の向上を期すべく努力をつづけてきたのである。こうした努力は次第に実を結びつゝある。たとえば、日米両国の経済援助の増額をはじめ、日米委員会、日米琉技術委員会も発足し、沖縄の経済及び技術援助についての話し合いの場というものがいよいよ活動を開始しようとしているところである。要するに沖縄の置かれていた特殊な立場から派生する問題の根底には米國と沖縄の至上目的が軍事優先と住民福祉優先という考方に差異があることを念頭におかなければならぬ。

二 法制上の制約

米國は琉球列島の統治について、大統領行政命令のほか琉球政府の設立（一九五二年二月十九日布告第十三号）琉球政府章典（一九五二年二月二十九日布告第六八号）によつて、行政府に対し、こまかいところまで指示し拘束できるような仕組になつてゐる。また入事の任免についても干渉する権能を有し、布令布告指令についても弁務官が必要と思ふ時はいつでも公布する権限が与えられてゐる。なお弁務官府の解釈によれば大統領行政命令第二節の使命達成即ち住民福祉及び安寧のために必要とあれば、あえて法令を發布せずとも、たとえば農産手入の如く弁務官府自らの手によつて適当な措置を講ずることができるとの見解をもつてゐる。こうしたところにも問題派生の要因がある。

三 主席任命方式、即ち立法院の指名に基く弁務官任命という二律背反的構造から起る問題、行政主席の任命については立法院の指名による人物を弁務官が任命することになつてゐるが、弁務官はこれを任命せず、まつたく

自己の意志により別の人物を任命することもできるわけである。ここにも問題がひそんでいる。というのは立法院の指名によつて弁務官に推選され任命された行政主席は、いわば指名と任命の間に立たされ二律背反的な立場におかれる場合が多い。しかも純然たる三権分立制下における沖繩の立法院と行政府の関係は日本の国会と内閣のそれとは著しく異なっている。立法院には主席不信任権がなく、また主席にも議会解散権がない、ところが立法院における主席指名の制度が主席不信任権まで有するような考え方に結びつきやすい、そして結局立法院の意志も弁務官によつて拒否され得る場合があるという主席任命制度からも、形式と内容、立法院と弁務官それぞれに対する主席の立場が微妙になつてくる。これは法制上の是非を越え、えた次元で困難な問題として派生する。

■厳密な三権分立制度下における行政主席と党総裁兼務から起る問題

日本々土では議会が国家の最高機関であり、閣僚は国会議員である。沖繩では局長と議員を兼ねることはできない。おのおのの権限を有し、各自の立場における活動、即ちチェック・アンド・バランスの上に立ち、いさゝかれをもつて重しとしない厳密な三権分立制度をとっている沖繩において一党総裁としてその党の立法院における活動と、行政主席としての行政活動の二者合一を迫られるとき行政主席は行政府の立場からの判断をとらざるを得ない場合が起るわけである。ここにもひとつの問題がひそんでいる。さて以上、四つの項目によつて述べた通り沖繩の置かれている特殊な立場から派生してくる諸問題の上に立つていくつもの具体的な政治的現象が生じてくる。

1 高等弁務官の理念、個性から起る問題

大田主席はその副主席時代、ギリクス副民政官との間において多くの問題を討議し政策を推進してきた。これは当時の高等弁務官ブリス中將の政治信念であつたろう。またブリス弁務官は大田主席が行政主席として正式に上京し、日本政府要員に対し、日米諸國關係の設定という、かなり大きな意味をもつ政治的外交的な問題について交渉することも数とし

てきた。

さて、キヤラウエイ高等弁務官であるが、同弁務官は、東南アジア地域における国際情勢の緊迫化に伴うためであるか、それとも弁務官中心主義（個性、信念）のためであろうか、従来よりも直接干渉の傾向が強くなつてきたのは事実である。そして弁務官が住民福祉のためにと信じ善意をもつて行つてゐることは、わからぬものではないが手続面で民主主義の理念から遠いものがあるように一般に受けとられてゐる。

弁務官は大統領行政命令第十一節によつて必要とみとめた場合は、いつでも法令を公布することができるという権限が与えられており、弁務官としては、布令の公布も必要とみとめたからやつたと言うであろう。またこうした布令公布をあえてなさなければならなかつたその理由については行政府にも責任はあろうが必ずしも行政府の責のみに帰すべきでなく、弁務官の言からすれば、立法院の立法能力をも責めてゐることも事実である。例えば例年二月一日の立法院開会に當つて立法院に対し立法勸告をするのであるが議員立法の例が殆んどなく、また法案の審議に當つても迅速にこれが行なわれず、審議未了のものが多い実情から、弁務官は住民福祉のためには布令もやむを得ないと考えておるようである。

これに対し行政府では自ら法案作成し、これを立法勸告することによつて布令の公布を阻止せんとしたことも再三ある。問題の宮古水道公社布令が公布された頃、主席は建築基準法など二件ほどの布令公布をするという弁務官府に対し強硬に反対、これを阻止したこともある。

弁務官は、現在の立法院の状態では早期にその成立を期することができないから住民福祉のために布令を公布せざるを得ないと、例の鎮静劑、宮古水道公社についてその布令を公布したのである。更にまた、大統領行政命令第二節の解釈の上に立ち農建関係や病院などの検査を行つたという側方があることも見のがすことのできない事実である。更に弁務官中心主義を物語るものとして、琉球列島米国民政府という名称を高等弁務官府と改めたことなどがあげられよう。

高等弁務官のこうした政治信念、政治方針についてはワシントンポスト紙も論評をしているが、ブリス、キヤラウェイというふたりの弁務官の考え方、政治姿勢の差異が沖繩の政治推進にある程度の影響を及ぼしていることは否めないと思う。

2 民族性の相違から起る問題

歴史、伝統あるいは風俗習慣などの相違から起る問題も忘れてはならない主席をはじめ各局長関係職員が米側と接渉する場合、スムーズに事が運ばないことがある。これは、沖繩側の説得力が充分でないことにもあろうと反省させられるのであるが、結局民族性を異にするところから理解させるために困難な事例が多い。しかしながらこのことについては、あくまで誠意をつくし糸道をつくしての話し合いが解決をつけるものと信ずる。さて弁務官の布令公布は行政主席の責任なりとその責任追求が適切であり、ついに現在の如き政局の動揺にまで発展してしまつた。以下その経過についておぼれてみよう。

A 弁務官の政策に対する反響

一 弁務官の布令公布など一連の政策に対して、住民側ではこれを是なりとみとめる向もあつたし、また自治後退なりと不満をもつ響もあつた。まさに手入された関係者の不満は大きく、政界の一部密に野党の中には布令の内容等には関係なく、イデオロギイ的にあるいは反米の立場から布令の公布や農運手入れ、渡航制限などを自治の後退なりとし手論をもちあげる動きもあつた。そしてこの気運は内面的なくすぶりをつづけていた。

B 政局動揺直前の動き

こうしてくすぶりがつづいてゐる時

4月二十八日の復興大会が非常な盛り上がりを見せた。二十七度線海上において本土側関係議員などの来訪もあつて復興運動の気運は高まり住民に大きな刺激を与えた。

ロその後、五月になるとワシントンポスト紙に「米國の不幸のアジア基地」と題する記事が掲載された。そしてこれには沖繩の自治後退について

ての論評がなされており、またこの記事対するエールズ陸軍長官の反論など、内外に大きく報道された。こうした反響が沖繩の自治拡大の気運に拍車をかけた。

ハ五月十六日、退役前の健康診断のために、キヤラウェイ弁務官は渡米した、しかしその後すぐに同弁務官はそのまま米國に留まり、もう沖繩には帰つて来ないという情報とび、ここに自民党内のグループ(刷新派)が動きはじめた。そして弁務官は大田主席を信任していないとか、弁務官は政權を刷新派の手に委ねるとかのデマが流された。こうした一連の事象が、いままゝでくすぶっていた一部の者の不満を表面化させた。

○ 自民党内の論議と刷新派の動き

日米協調路線の確立により、復帰の日が来るまで郷土の経済繁栄住民福祉の向上を目標とし着実な歩みをつづけてきた自民党内部において複雑な事態がおこりつゝあつた。それは一部議員から税法改正につき今議會に於いての成立を期し、主席もこれに同調するよう追つてきた、そして、もし同調しないときは主席不信任を表明すべく行動をつづけていたのである。これとまた一部議員の中には主席が黨院中議員との接触がうすいことにも不満をもつ者がいた、そしてこれがいわゆる自治停滞への不満に結びつき加えて野党のたくみなかけひきや、その他の不平組のつきあひ、更にいつもの等ながらいわゆる政權への野心家や弁務官に対し念慮を抱いている者が動き党内不平組の勢力の拡大を図つた。

□ 野党の動き

さて野党ではこの機すべからずとし自民党刷新派に働きかけると共に去る総括質問における議長副主席の自治細上論を奇貨おくべしとなしこれを刷新主席に対し、これが責任を負わしむべしと強調、このことがはつきりするまでは予算審議にも応じない旨追つてきた。また、刷新派に対しては個別的にあるいは集団的に働きかけ、これらの同調を得て、主席退陣の時期を明らかにせよと追つてきた。刷新派においては、その背後にある者からも野党との同調を強調されたりしく、ついに党内の事

て他党の干渉を排すべきにもかかわらず総務会をひらいて主席退陣の時期を明確にするとの言葉をとりつけてしまった。

Ⅱ 自民党内部の態度

ところがこれより先、自民党議員団と行政府首脳との話し合いにおいて、今後行政府と与党は一体となつて減税案はじめ、その他の問題処理に当り、もし弁務官がこれに同調しない時には党議にかけて主席及び議員の進退を決定する旨、結論の一致をみたことは幹事長談話として発表したとありであるが、しかしこの決定も無視され、十三日の総務会における主席退任時期言々となつてきたのである。

Ⅲ 主席の態度と刷新派の態度

ところで主席はかねてから時期を見て今の地位を退くことを固々考えていたが、それにしても自らの責任を果さなければならぬので、刷新派の三、四名に対しても立法院で総議中の予算案等重要法案が処理され、しかして政局が安定し、党の態勢即ち後任者が決まり次第円満に退任する事を話し合つていたのである。これは主席として、また自ら自民党の結成や組織化に挺進した者として当然な責務なりと考えていたからである、刷新派においても主席のこうした気持を了承していたのであるが、総務会の前日去る六月十二日の夜から十三日の早朝にかけて急に刷新派の態度が一変し、主席退任の時期は八月一日にするようにとの強硬な申入れとなつた。主席としては、旧弁務官を静かに送り、新弁務官に対し適当な時期に辞表を提出すべく決意をしておつた。しかし八月一日、即ち新旧弁務官の交替式に當つて辞表を提出することは、およそ責任ある者として、また儀礼をわきまえる者としてとるべき態度ではないと信じ、この申入れに應じなかつた。

Ⅳ 六月十三日の総務会

さういふ経過を経て六月十三日総務会が開催されたのであるが、総務会は主席の立場を理解しこれを支持するものが圧倒的に多つたため、刷新派のそのまゝでは進めつめられる可能性ありと見てか、議論もかわらず脱党

届を出して退場するに致つてしまつた。

II 主席の辞表提出

主席は党分裂による政局動搖の責をおい六月弁務官に対して辞表を出した。実はこれより先弁務官は六月の定例記者会見において、主席は立法院やいかなる団体のリコールにもその対象にならない旨を明言し、またその翌日、自民党の四役に対し、主席は任期中その職責を遂行すべきであると強調したのであるが、しかし主席は自らの意志により政局動搖責任をとつて辞表を提出したのである。

主席はまた党に対しても總裁辞任を申し出て今日に及んでいるが、主席としては同じ新保守主義の理念のもと、これまで労苦を共にしてきたとして民政クラブ議員の復党をねがつており、また弁務官の承認が得られるまでは行政主席として、また後任が就任するまでは自民党總裁としての責務を果す決意のもとに努力をつづけている。

さてわが党は、こうした動搖をいかにして收拾するかということについて真剣な討論を行うべく六月二十七日に総務会を再開した。

脱党さわざで、その状態が懸念されていた総務会は苦難にあつて実に退ましい姿を見せた。当日は前回よりも総務の出席も多く沖縄自由民主党の健在ぶりを如実に物語つていた。この時の討論は

一 党の結束を固め日米協同路線による復帰の促進を図るという党の基
政策を再確認

二 弁務官の承認あるまで行政主席は行政事務運営に奨励し、また後任
總裁がきまるまで、總裁は党の発展に努力すべきである。

三 特に注目すべきことは当面の重点活動として自治権拡大調査協議会
を設立するという決議である。即ち今回の政局の動搖の原因は制度
上の不満にその多くの因があり、沖縄統治の憲法ともいうべき大統
領行政命令を主軸とする布告本告の改正により、高度の自治を獲得
し再びかかる混乱が起らないよう制度の改善をはかろうという決議
である。

むすび さて、沖縄の特殊事情から派生する諸問題と、これが遠因となつて起つた政局の動揺について、そのあらましを述べてきたが、要は物事の底辺にならざるかということについて、ひとりびとりが、しつかりした眼をもつべきではないかと思うのである。他人のあけ足をとつたり、真相をわきまえずに責任のない立場からの勝手な放言などがあまり多いことを遺憾に思うのである。

わが党は日米協調路線により、郷土繁栄をはかり、祖国復帰を、ことに住民が待望している祖国復帰も反米という立場からでなく相手に理解させ、こちらで理解し、また相手に信頼させ、こちらで信頼していくことが肝要であると思う、そしてこうした努力をわれわれがつづけていくと同時に、ケネディ声明にもあるように、日本の一部であり日本国民である沖縄と沖縄の人々のために本土政府が国と国との問題として米国に対し沖縄のことについて交渉をつづけることを切望しているのである。主席公選も、たしかに自治拡大のひとつではあるが、これによつてすべてが解決するものではない。六月二十七日の自民党総務会でも決議したように米国の沖縄統治に関する大統領行政命令をはじめとする諸法の改正が必要である。こうした改正についても、われわれは、たとひ抵抗言々でなく米例を納得させるために結束して当らねばならないし、本土政府においても外交交渉によつてその進展を図るよう切望するものである。

さらにまた、米国も沖縄の人々の自治に対する要求を真摯に考究しなければならぬであらう。即ち日米琉三者の理解と信頼による打開こそ最上のものであらうと思う。

終りに特にくりかえし申し添えたい事は、物事の判断に當つて、たゞその現象のみをとらえずすべてを断定することは甚だ危険であるといふことである。その底に横たわるもの、ものの本質を見きわめ大所高所から全体的に物事を把握するえい智を期待したのである。

一九六四年六月

沖縄自由民主党事務局